

2 知事は、前項の規定による措置を実施したときは、その旨を、直ちに当該事業者へ通知するものとする。

(調査の委託)

第十七条 知事は、第十五条第一項の調査を行うに当たり、必要に応じ、外部機関に対し、当該調査の一部を委託することができる。

第三章 表示、計量及び広告宣伝の適正化

(表示の適正化)

第十八条 事業者は、その供給する商品等について、消費者が選択又は使用若しくは利用を誤ることがないように、次に掲げる事項を、知事の指定するところにより適正に表示しなければならない。

- 一 内容及び用途並びに品質
- 二 事業者の氏名又は名称

三 事業者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地

四 販売価格又は提供価格

五 量目

2 知事は、前項の規定による勧告を行った場合は、その旨を佐賀県消費生活審議会に報告しなければならない。

(規格、表示等の適正化)

第十一条 事業者は、消費生活の安定及び向上を図るため、その供給する商品等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格を定めること。
- 二 消費者が選択又は使用若しくは利用を誤ることがないように品質、機能、量目、製造年月日、事業者の住所及び氏名又は名称等を適正に表示すること。
- 三 消費者の選択を容易にするため、販売価格及び単位当たりの価格又は利用料金を、当該商品又は見やすい場所に表示すること。
- 四 消費者が商品の品質、内容量等を誤認し、又は消費者の負担が著しく増大することのないよう過大若しくは過剰な包装を行わないこと。
- 五 消費者が不利益を被ることがない

六 一定計量単位当たりの価格

七 保証の期間及び保証内容

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ佐賀県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

3 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、速やかに告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(計量の適正化)

第十九条 事業者は、商品等の供給に際し、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

(広告宣伝の適正化)

第二十条 事業者は、その供給する商品等について、事実と相違し、又は誇大な表現を用いる等消費者を著しく誤認させるおそれのある広告宣伝をしてはならない。

(広告代理業及び広告媒体業を行う者の責務)

第二十一条 広告代理業又は広告媒体業を行う者は、明らかに事実と相違しており、又は明らかに誇大な表現が用いられている等消費者を著しく誤認させ

よう適正な計量をすること。

六 商品等の広告に当たつて消費者が選択を誤るおそれがないよう表現に留意し、適正な情報を提供すること。

七 消費者への供給後における修理、交換等のアフターサービスの向上を図るとともに、その内容、期間その他必要な事項を明確にすること。

ることが明白である広告宣伝については、これを行わないようにしなければならない。

(自主基準の設定)

第十二条 事業者は、その供給する商品等について、規格、表示等の適正化を図るため、規格、表示その他の基準(以下「自主基準」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 事業者は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該基準を知事に届け出なければならぬ。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

3 知事は、事業者に対し、自主基準の設定及び変更並びに遵守について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(県の基準の設定)

第十三条 知事は、事業者の供給する商品等について、規格、表示等の適正化を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者が遵守すべき規格、表示その他の基準(以下「県の基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、県の基準を定めようとするときは、あらかじめ、佐賀県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

第四章 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

第二十二條 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関して、次のいずれかに該当する行為のうち、不当な取引行為として規則で定めるもの(第五号及び第六号に該当する行為にあつては、当該行為)を行つてはならない。

- 一 消費者に対し、販売の意図を隠し、又は商品等の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等に関する重要な情報を提供せず、若しくは契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 二 消費者を威迫し、困惑させる等消費者の十全な意思形成を妨げる不当な手段を用いて、又は消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 三 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容又は対価的均衡を

(県の基準の遵守義務)

第十四條 事業者は、県の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

(不当な取引行為の禁止)

第十五條 事業者は、商品等の供給に当たつて、消費者の知識、能力又は経験の不足に乘じる等の消費者に当該商品等の選択を誤らせるような取引方法を用いてはならない。

著しく欠く内容の契約を締結させること。

四 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は履行をさせること。

五 契約に基づく債務について、正当な理由なく完全な履行をせず、又は消費者の正当な根拠に基づく債務の履行の請求に対して履行を不当に拒否し、若しくはいたすに遅延させ、又は消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。

六 契約内容を正当な理由なく一方的に変更すること。

七 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張(以下これらを「契約の申込みの撤回等」という。)に際し、当該契約の申込みの撤回等を受け付けず、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該契約の申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたすに遅延させること。

八 商品等を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下これらを「与信契約等」という。)について、消費

者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行をさせること。

（取引の実態等についての調査）

第二十三条 知事は、前条に規定する不当取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その取引の仕組み、実態等につき必要な調査を行うものとする。

（不当な取引行為についての情報提供）

第二十四条 知事は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、前条の調査の経過及び結果について情報提供を行うものとする。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引方法を改善するよう勧告することができる。

（自動販売機の管理）

第十六条 事業者は、自動販売機(佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十五条の三に規定する届出済証がちょう付されている自動販売機を除く。以下同じ。)により商品等を供給するときは、当該自動販売機を適正に管理し、管理者が常駐していない場所に設置する自動販売機にあつては、消費者の見やすい箇所

第五章 事業者の自主基準及び県の基準の策定等

(自主基準の策定)

第二十五条 事業者及び事業者団体は、法令を遵守した経営を推進するために、その事業活動において自ら遵守すべき基準、規程等(以下「自主基準」という。)を定め、広くそれを公開するように努めなければならない。

2 知事は、事業者及び事業者団体に対し、自主基準の策定について、必要な助言を行うものとする。

(県の基準の策定)

第二十六条 知事は、この条例の目的を達成するために必要な範囲で、事業者及び事業者団体が遵守すべき基準、規程等(以下「県の基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、県の基準を定めようとするときは、あらかじめ佐賀県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

にその管理者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他連絡に必要な事項を表示しなければならない。

(試験、検査等の実施等)

第十七条 知事は、消費生活の安全等を図るため、必要に応じて商品等の試験、検査等を行い、その実施した試験、検査等の結果を消費者に提供するものとする。

(県の基準の遵守義務)

第二十七条 事業者及び事業者団体は、県の基準が定められたときは、これに従わなければならない。

第六章 消費者教育の推進等

(消費者教育の充実)

第二十八条 県は、市町村、教育機関、消費者団体、事業者団体等と連携し、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場における消費生活、生活設計等に関する教育(以下「消費者教育」という。)の実施、消費者教育を行う指導者の育成、学習会等への講師の派遣及び派遣のあっせん、消費者教育の場への県の施設の提供等の施策を推進することにより、消費者に対する消費者教育の充実を図るものとする。

(啓発活動の推進)

第二十九条 県は、消費生活に関する情報の迅速な伝達により、行政と消費者との情報の共有化を図り、もって消費生活における消費者の安全・安心を確保するために、消費生活に関する情報の提供、消費者被害についての広報、法律上の権利及び被害救済手続について周知を図るための啓発活動等を推進するものとする。

(啓発活動の推進)

第十八条 知事は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるようにするため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するものとする。

2 知事は、消費者がその消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(世代の相違等への配慮)

第三十条 県は、消費者教育及び啓発活

動を推進するに当たっては、消費者の世代の相違に応じて、及び消費者の心に障がいがある場合にはその状況等に依りて適切な内容及び方法となるよう配慮しなければならない。

第七章 消費者苦情の処理

(事業者及び事業者団体の消費者苦情の処理等)

第三十一条 事業者及び事業者団体は、事業者の事業活動について消費者との間に生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備し、当該苦情を適切に処理するよう努めなければならない。

2 知事は、事業者及び事業者団体の苦情処理体制の整備について、必要な助言を行うものとする。

(県の消費者苦情の処理)

第三十二条 知事は、消費者苦情の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するためにあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、行政機関その他の団体又は個人に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第三章 消費者苦情の処理等に関する施策

(事業者の消費者苦情の処理等)

第十九条 事業者は、その供給する商品等について消費者との間に生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)を適切かつ迅速に処理するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

(県の消費者苦情の処理)

第二十条 知事は、消費者苦情の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

できる。

(消費者苦情の処理に係る人材の確保等)

第三十三条 知事は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、消費者苦情の処理に携わる人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町村との連携の確保)

第三十四条 知事は、市町村が行う消費者苦情の処理について、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の支援を行うものとする。

2 知事は、市町村に申出があつた消費者苦情について、当該市町村において適切に処理することが困難であるとして当該市町村長から要請を受けたとき、又は知事が当該市町村において適切に処理することが困難であると認めるときは、必要に応じて、県において解決のためのあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(佐賀県消費者被害救済委員会のあつせん等)

第三十五条 県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争(事業者の事業活動について消費者との間に生じたものに限る。)について、その公正かつ速やかな解決を図るため、佐賀県消費者被害救済委員会(以下「被害救済委員会」という。)を置く。

2 知事及び市町村長は、申出を受けた

(佐賀県消費者苦情処理委員会のあつせん等)

第二十一条 知事は、前条第一項の規定による措置によつては当該消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるときは、佐賀県消費者苦情処理委員会のあつせん又は調停に付することができる。

消費者苦情のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、被害救済委員会のあつせん又は調停（以下「あつせん等」という。）に付託することができる。

- 一 現に同種被害が多発し、又は多発するおそれがあるもの
- 二 被害が重大で、同種被害が今後も発生する可能性があるもの
- 三 その他特に被害救済委員会のあつせん等に付託することが適当と認められるもの
- 3 前項の場合において、当該消費者苦情を申し出た消費者が被害救済委員会のあつせん等を希望しているにもかかわらず、知事又は市町村長が被害救済委員会のあつせん等に付託しないときは、当該消費者が自ら被害救済委員会に当該消費者苦情のあつせん等を申し出ることができる。
- 4 被害救済委員会は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する委員十人以上をもつて組織する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 知事は、第四項の規定にかかわらず、高度に専門的な事項に係る消費者苦情のあつせん等を行うために必要があると認めるときは、被害救済委員会に、当該消費者苦情のあつせん等のために必要な期間に限り、専門委員を置くことができる。
- 7 被害救済委員会は、第二項の規定による付託がなされたときは、速やかに、当該消費者苦情の内容を調査し、当該

消費者苦情を解決するためのあつせん等を行うものとする。第三項の規定による申出があつた場合で、当該申出に理由があると被害救済委員会が認めるときも同様とする。

- 8 被害救済委員会は、前項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 9 被害救済委員会は、第七項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、行政機関その他の団体又は個人に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 10 知事は、被害救済委員会に対し消費者苦情のあつせん等が付託されたときはその概要について、当該消費者苦情のあつせん等が成立したとき又は不調に終わったときはその経過及び結果について、消費者に対し、被害救済委員会の意見を聴いた上で情報提供を行い、同一又は同種の原因による被害の防止及び救済を図るものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、被害救済委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(消費者訴訟費用の貸付け)

第三十六条 知事は、消費者が事業者の不当な事業活動により受けた消費生活上の被害に関し事業者を相手方として訴訟を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合であつて、当該訴訟が次の各号のいずれかに該当する消費者苦情に係るものであり、かつ、当該

2 佐賀県消費者苦情処理委員会は、あつせん又は調停のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(消費者訴訟費用の貸付け)

第二十二條 知事は、消費者が商品等によつて受けた被害に関し事業者を相手方として訴訟を提起する場合において、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当する消費者苦情に係るものであるときは、佐賀県消費者苦情処理委員会の意見を聴いて、当該消費者に対し、

消費者が貸付けを受けなければ訴訟を提起し、又は応訴することが困難であるときは、被害救済委員会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けを行うことができる。

一 被害救済委員会のあつせん等が不調に終わったもの

二 第三十二条第一項又は第三十四条第二項により講じられた措置によつては解決されなかつた消費者苦情であつて、同一又は同種被害が今後も継続して多数発生するおそれがあるもの

(貸付金の償還等)

第三十七条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全額を償還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、被害救済委員会の意見を聴いて、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

第八章 生活関連商品等の需給及び価格の安定化等

第三十八条 知事は、県民の消費生活の

規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けを行うことができる。

一 佐賀県消費者苦情処理委員会のあつせん又は調停によつて解決されなかつたもの

二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあるもの

三 一件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

(貸付金の返還等)

第二十三条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全額を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第四章 生活関連物資の供給及び価格の安定に関する施策

第二十四条 知事は、県民の消費生活と

安定を図るために必要があると認めるときは、県民の消費生活との関連性が高い商品等(以下「生活関連商品等」という。)の需給及び価格の動向について、情報の収集及び調査を行うとともに、消費者に対し、収集した情報、調査経過及び結果について情報提供を行うものとする。

2 事業者及び事業者団体は、前項の規定による情報の収集及び調査に協力しなければならない。

(特定生活関連商品等の指定等)

第三十九条 知事は、生活関連商品等の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連商品等の買占め、売惜しみ、提供の拒否等が行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査を要する商品等(以下「特定生活関連商品等」という。)として指定するものとする。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第一項の規定により特定生活関連商品等の指定を行い、又は前項の規定により指定を解除したときは、

の関連性が高い物資(以下「生活関連物資」という。)の需給及び価格の動向について、情報の収集及び調査を行うとともに、必要な情報を県民に提供するように努めるものとする。

2 事業者は、前項の規定による情報の収集及び調査に協力しなければならない。

(物資の供給等の協力要請)

第二十五条 知事は、生活関連物資の流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連物資の円滑な供給その他の必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(物資の指定)

第二十六条 知事は、生活関連物資の需給又は価格の動向が消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第一項の規定により物資を指定し、又は前項の規定により指定を解除したときは、速やかに、その旨を

速やかに、その旨を告示しなければならない。

告示しなければならない。

(特別調査)

第二十七条 知事は、前条第一項の規定により指定した生活関連物資(以下「指定物資」という。)の需給及び価格の動向について、必要な調査を行うものとする。

(物資の売渡し勧告)

第二十八条 知事は、指定物資を供給する者(以下「指定物資供給業者」という。)が買占め又は売惜しみにより当該指定物資を多量に保有していると認めるときは、当該指定物資供給業者に対し、当該指定物資の売渡しを勧告することができる。

(価格の引下げ勧告)

第二十九条 知事は、指定物資供給業者が指定物資を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該指定物資供給業者に対し、その価格の引下げを勧告することができる。

(価格調査員の設置)

第三十条 第二十四条第一項の規定による情報の収集及び調査並びに第二十七条の規定による調査等の業務を行わせるため、価格調査員を置く。

(協力の要請)

第四十条 知事は、特定生活関連商品等を供給する事業者又は事業者団体に対し、当該特定生活関連商品等を適正な

価格で供給し、又は供給のあつせんをするよう、協力を要請するものとする。

第九章 佐賀県消費生活審議会

(佐賀県消費生活審議会)

第四十一条 県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議させるため、佐賀県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴かなければならない。
  - 一 一年間の消費生活に関する施策の計画を策定しようとするとき。
  - 二 第十八条第一項の規定による指定をしようとするとき、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。
  - 三 第二十六条第一項の規定により県の基準を定めようとするとき、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

第五章 資源及びエネルギーの有効利用に関する施策

(資源及びエネルギーの有効利用)

第三十一条 知事は、健全な消費生活を推進するため、資源及びエネルギーの有効利用に関し、知識の普及、指導、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者及び消費者は、その事業活動及び消費生活において、資源及びエネルギーの有効利用、不用品の再利用及び再生利用等を積極的に行うよう努めるものとする。

第六章 佐賀県消費生活審議会及び佐賀県消費者苦情処理委員会

(佐賀県消費生活審議会)

第三十二条 知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議させるため、佐賀県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。



とするとき。

四 この条例を改正しようとするとき、又はこれを廃止しようとするとき。

五 前各号に掲げるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議しようとするとき。

3 審議会は、県民の消費生活の安定及び向上に関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員十八人以内で組織する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 消費者

三 事業者

6 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会は、所掌事項の調査審議に際し、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

2 審議会は、委員二十二人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 消費者を代表する者

三 事業者を代表する者

四 関係行政機関の職員

4 前項第一号から第三号までに掲げる者につき任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(佐賀県消費者苦情処理委員会)

第三十三条 消費者苦情のあつせん及び調停を行い、並びに消費者が事業者を相手方として提起する訴訟の費用に充

第十章 調査、勧告、公表等  
(立入調査等)

第四十二条 知事は、事業者が、第十四条、第十八条から第二十条まで、第二十二條若しくは第二十七條の規定に違反する行為を行つてゐる疑いがある場合又は事業者団体が第二十七條の規定に違反する行為を行つてゐる疑いがある場合には、事業者又は事業者団体に對し、当該疑いに関し意見を求めることができるほか、次條に規定する勧告又は第四十四條に規定する公表を行うために必要な限度において、事業者若しくは事業者団体に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員をして、当該事業者若しくは事業者団体の事務所、工場、事業所、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第七章 雑則  
(立入調査等)

第三十四条 知事は、第九条第五項、第十条第一項、第十五條第二項、第二十八條及び第二十九條の規定による勧告をするために必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、事業所、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする場合には、その身分を示

てる資金の貸付けに関する事項を調査審議するため、佐賀県消費者苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員五人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

を携帯し、関係者にこれを提示しな  
ればならない。

3 第一項の場合において、事業者又は  
事業者団体が、正当な理由なくその業  
務に関する報告をせず、若しくは虚偽  
の報告をし、正当な理由なく立入調査  
を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は  
正当な理由なく質問に対して答弁をせ  
ず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、  
当該事業者は第十四条、第十八条から  
第二十条まで、第二十二條又は第二十  
七条の規定に違反する行為を行ったも  
のとみなし、当該事業者団体は第二十  
七条の規定に違反する行為を行ったも  
のとみなす。

4 第一項の規定による立入調査及び質  
問の権限は、犯罪捜査のために認めら  
れたものと解釈してはならない。

(勧告)

第四十三条 知事は、第十四条、第十八  
条から第二十条まで、第二十二條若し  
くは第二十七條の規定に違反する行為  
を行っている事業者がある場合又は第  
二十七條の規定に違反する行為を行っ  
ている事業者団体がある場合には、そ  
の者に対し、当該違反行為を取りやめ、  
若しくは当該違反状態を除去し、又は  
当該違反行為が再び行われることを防  
止するために必要な措置を講ずるよう  
勧告することができる。

(公表)

2 前項の規定による勧告は、当該違反  
行為が既になくなっていない場合にお  
いても、することができる。

す証明書を携帯し、関係者にこれを提  
示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質  
問の権限は、犯罪捜査のために認めら  
れたものと解釈してはならない。

(公表)

第四十四条

知事は、第十四条、第十八  
条から第二十条まで、第二十二條若し  
くは第二十七條の規定に違反する行為  
を行っている事業者がある場合又は第  
二十七條の規定に違反する行為を行っ  
ている事業者団体がある場合であつ  
て、当該違反行為が次の各号のいずれ  
かに該当するとき、又は事業者若しく  
は事業者団体が前条の勧告に従わない  
ときは、当該事業者又は事業者団体に  
よる当該違反行為の概要(当該事業者  
又は事業者団体の氏名又は名称及び住  
所又は事務所若しくは事業所の所在地  
その他当該事業者又は事業者団体を特  
定する情報を除く。)を公表するものと  
する。

一 県民生活に重大又は広範な影響又  
は被害を及ぼすおそれがある場合

二 当該違反行為を行う以前に、同様  
の違反行為を行っていた場合

2 知事は、前項に規定する措置によつ  
ては、県民生活に対して及ぶこととな  
る影響又は被害を除去することが困難  
であると認める場合には、当該事業者  
又は事業者団体の氏名又は名称及び住

第三十五条 知事は、事業者が次の各号  
のいずれかに該当する場合は、当該事  
業者の氏名又は名称、住所及びその行  
為の内容その他必要な事項を公表する  
ことができる。

一 第八条第二項、第二十条第二項又  
は第二十一条第二項の規定による資  
料の提出若しくは説明をせず、又は  
虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽  
の説明をしたとき。

二 第九条第五項、第十条第一項、第  
十四条第二項、第十五条第二項、第  
二十八条又は第二十九条の規定によ  
る勧告に従わなかつたとき。

三 第三十四条第一項の規定による報  
告をせず、若しくは虚偽の報告をし、  
又は同項の規定による立入調査を拒  
み、妨げ、若しくは忌避し、又は質  
問に対して答弁をせず、若しくは虚  
偽の答弁をしたとき。

所又は事務所若しくは事業所の所在地その他当該事業者又は事業者団体を特定する情報を含め、当該違反行為の概要を公表するものとする。

3 前二項の規定による公表は、当該違反行為が既になくなっていない場合においても、することができ。

(意見陳述の機会の付与)

第四十五条 知事は、第四十三条の規定による勧告又は前条の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告又は公表に係る事業者又は事業者団体に対し、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

2 知事は、前項に規定する手続の終了後、当該事案に関し、被害救済委員会の意見を求めなければならない。

第十一章 雑則

(国等への要請)

第四十六条 県は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国又は関係地方公共団体に対し、適切な措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(補則)

第四十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、意見書及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

(国等への要請)

第三十六条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国又は関係地方公共団体に対し、適切な措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(委任)

第三十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

佐賀県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十七年三月二十四日  
佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十一号

佐賀県防災会議条例の一部を改正する条例

佐賀県防災会議条例(昭和三十七年佐賀県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三人」を「四人」に改め、同項第二号中「十四人」を「十八人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県防災会議条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委員)</p> <p>第二条 法第十五条第五項第一号から第四号までに掲げる者を除くほか、知事が任命する委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員 四人</p> <p>二 法第十五条第五項第七号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 十八人</p>	<p>(委員)</p> <p>第二条 法第十五条第五項第一号から第四号までに掲げる者を除くほか、知事が任命する委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員 三人</p> <p>二 法第十五条第五項第七号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 十四人</p>

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

●佐賀県条例第三十二号

佐賀県知事 古川 康

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例

佐賀県観光施設条例(平成元年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「及び自然体験ハウス」を「、自然体験ハウス及びコテージ」に改める。

第四条第一項中「を除く。」の下に「及び花と冒険の島(遊具施設を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(施設)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 花と冒険の島の施設は、遊具施設、自然体験ハウス及びコテージとする。</p>	<p>(施設)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 花と冒険の島の施設は、遊具施設及び自然体験ハウスとする。</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第四条 海浜公園の施設(ビジターセンターを除く。)及び花と冒険の島(遊具施設を除く。)を利用する者は、利用の際、次条の規定により管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第四条 海浜公園の施設(ビジターセンターを除く。)を利用する者は、利用の際、次条の規定により管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

佐賀県産業廃棄物税基金条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十三号

佐賀県産業廃棄物税基金条例

(設置)

第一条 循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てるため、佐賀県産業廃棄物税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、佐賀県産業廃棄物税条例(平成十六年佐賀県条例第三十号)第二十一条の規定により、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する経費を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第六条** 基金は、循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、佐賀県産業廃棄物税条例の施行の日から施行する。

佐賀県医師修学資金等貸与条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第三十四号

佐賀県医師修学資金等貸与条例

(目的)

**第一条** この条例は、県内の医師の不足する地域の医療機関等に、将来、小児科等の医師として勤務しようとする者に対し、修学資金等を貸与することによって、地域において必要な医師の育成及び確保を図ることを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 大学生修学資金 大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学をいう。以下同じ。)における修学のための資金をいう。
- 二 大学院生修学資金 大学院(学校教育法に規定する大学院をいう。以下同じ。)における修学のための資金をいう。

三 研修資金 専門研修(医師の専門性に関する研修をいう。以下同じ。)の

ための資金をいう。

- 四 修学資金等 大学生修学資金、大学院生修学資金及び研修資金をいう。
- 五 必要勤務期間 修学資金等の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間(一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間)をいう。

(貸与)

**第三条** 知事は、県内の医師の不足する地域の医療機関等に、将来、小児科等の医師として勤務しようとする者に対し、修学資金等を貸与することができる。

(貸与の対象者)

**第四条** 次の各号に掲げる修学資金等の貸与を受けることができる者は、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 大学生修学資金 大学生(大学の医学を履修する課程に在学する者に限る。)
- 二 大学院生修学資金 大学院生(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」という。)を修了し、大学院の医学を履修する課程に在学する者のうち規則で定めるものに限る。)
- 三 研修資金 専門研修医(臨床研修を修了し、専門研修のうち規則で定めるものを受けている者に限る。)

(貸与額等)

**第五条** 修学資金等の貸与額は、次のとおりとする。

- 一 大学生修学資金 在学一年につき百二十万八千円以内(大学に入学した年については、百五十一万円以内)
- 二 大学院生修学資金 在学一年につき百五十六万円以内